



山形県公報

平成23年6月30日(木)

号 外 (26)

目 次

規 則

○山形県県税規則の一部を改正する規則…………… (税 政 課) … 1

規 則

山形県県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年6月30日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第36号

山形県県税規則の一部を改正する規則

山形県県税規則(昭和29年6月県規則第42号)の一部を次のように改正する。

附則第11項を附則第17項とし、附則第10項を附則第16項とし、附則第9項の前の見出しを削り、同項を附則第15項とし、同項の前に見出しとして「(条例附則第15条の4第1項の規則で定める一般乗合用のバス等)」を付し、附則第8項の次に次の6項を加える。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

9 条例附則第5条の6の規定により読み替えて適用される条例第34条の3第1項に規定する同項各号に掲げる寄附金の支出に充てられたものとして規則で定めるところにより計算した金額は、前年中に寄附された租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の5第1項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額に、同年中に同項に規定する特定寄附信託の信託財産から支出した条例第34条の3第1項各号に掲げる寄附金の額の合計額の同年中に当該信託財産から支出した同法第4条の5第2項に規定する対象特定寄附金の額の合計額に対する割合を乗じて得た金額(当該金額に1円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)とする。

(条例附則第13条の9第2項の規則で定める貸家住宅等)

10 条例附則第13条の9第2項及び同項の規定により読み替えて適用される条例第70条の2第1項に規定する貸家住宅で規則で定めるものは、次に掲げる要件に該当する貸家住宅とする。

(1) 当該貸家住宅の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分のいずれかの床面積(当該貸家住宅に共同の用に供される部分があるときは、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により当該共同の用に供される部分の床面積を配分して、それぞれその各部分の床面積に算入するものとする。次項において同じ。)が30平方メートル以上240平方メートル以下であること。

(2) 当該貸家住宅が主要構造部を耐火構造とした建築物、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物又は施行規則附則第3条の2の17に規定する建築物であること。

(3) 当該貸家住宅の建築に要する費用について、政府の補助で施行規則附則第3条の2の18に規定するもの又はサービス付き高齢者向け住宅(高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅をいう。次号において同じ。)の整備に要する費用に係る地方公共団体の補助を受けていること。

(4) 当該貸家住宅に係る高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第2項に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿に記載されたサービス付き高齢者向け住宅の戸数が5戸以上であること。

11 条例附則第13条の9第2項の規定により読み替えて適用される条例第70条の2第1項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で規則で定めるものは、当該貸家住宅の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分でその床面積が30平方メートル以上240平方メートル以下のものとする。

（条例附則第14条の3第1項の規則で定める助成金）

- 12 条例附則第14条の3第1項に規定する助成金その他これに類するものとして規則で定めるものは、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第118条の3第1項に規定する重度障害者等多数雇用施設設置等助成金とする。

（条例附則第14条の3第5項の規則で定める貸家住宅等）

- 13 条例附則第14条の3第5項及び同項の規定により読み替えて適用される条例第77条第1項に規定する貸家住宅で規則で定めるものは、附則第10項に規定する貸家住宅とする。
- 14 条例附則第14条の3第5項の規定により読み替えて適用される条例第77条第1項に規定する居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で規則で定めるものは、附則第11項に規定する一の部分とする。

別表4不動産取得税の項中「、第4項及び第6項」を「及び第4項」に改め、「、条例第80条の4第2項及び第4項、条例第80条の5第2項」を削り、「、条例第80条の7第3項、条例第80条の8第2項並びに条例第80条の9第2項」を「及び条例第80条の7第2項」に改め、「、法第73条の27の4第2項及び第4項」を削り、「、法第73条の27の7第3項、法第73条の27の8第2項、法第73条の27の9第2項並びに法附則第11条の4第4項及び第6項」を「及び法附則第11条の4第4項」に改める。

別記第88号様式中「を科します」を「に処します」に改める。

別記第103号様式の注書第2項中「第13項」を「第9項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別記第88号様式の改正規定は平成23年9月1日から、附則第8項の次に6項を加える改正規定中附則第9項に係る部分は平成24年1月1日から、附則第8項の次に6項を加える改正規定中附則第10項、第11項、第13項及び第14項に係る部分は高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行の日から施行する。